

1 改正の内容

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）により、資金決済に関する法律（平成23年法律第25号）が改正され、

- ・ 電子決済手段等取引業の登録義務違反等に対する罰則規定（第107条第2号、同条第8号、同条第9号、第112条第2号及び第114条第1号）
- ・ 為替取引分析業の無許可営業等に対する罰則規定（第107条第14号、同条第15号、同条第17号、第109条第11号及び第114条第7号）

が新設されたことを踏まえ、これらの罪に当たる行為を、下記の国家公安委員会規則において、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するもの。

2 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 古物営業法施行規則（古物営業法）
- (6) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (7) 確認事務の委託の手續等に関する規則（道路交通法）

(1)、(2)及び(4)から(7)までにおいては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、同行為に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

3 意見公募手続の実施結果

令和5年4月7日（金）から同年5月6日（土）までの30日間、意見公募手続を実施したところ、本規則案についての意見はなかった。

4 施行期日

令和5年6月1日（木）

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 2</p>	<p>「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等について</p>	<p>令和5年5月18日</p> <p>刑 事 局</p>
-------------------------------	--	-------------------------------

1 概要

前通常国会で成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第61号。以下「資金決済法等一部改正法」という。）及び前臨時国会で成立した「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第97号。以下「FATF勧告対応法」という。）の施行に向け、下位法令の一部改正を行うもの。

2 下位法令の主な改正概要

(1) 資金決済法等一部改正法に伴う犯収法施行令の一部改正

- ア 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行に係る業務、電子決済手段等取引業に係る業務等を新たに特定業務として規定する。
- イ 前払式支払手段記録口座の開設を行うことを内容とする契約の締結、電子決済手段の交換等を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結等を新たに特定取引として規定する。
- ウ 電子決済手段の移転に係る通知義務の対象から除外する国又は地域について、通知義務を導入していない国又は地域として金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域とすることとする。

(2) FATF勧告対応法に伴う犯収法施行令の一部改正

暗号資産の移転に係る通知義務の対象から除外する国又は地域について、電子決済手段の移転に係る規定と同等に定める。

(3) 犯収法施行規則の一部改正

- ア 電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者が外国所在業者と提携契約を締結する際に当該外国所在業者に求められる基準及びそれを確認する手段について、外国所在為替取引業者に係る規定と同等に定める。
- イ 電子決済手段及び暗号資産の移転に係る顧客及び受取人に関する通知事項を定め、通知した事項等を記録作成・保存義務の対象とする。

3 意見公募手続の実施結果

本改正案について、金融庁において、令和5年2月3日から令和5年3月5日までの間、意見公募手続を実施した結果、意見は4件だった。

4 今後の予定

施 行：令和5年6月1日

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」について</p>	<p>令和5年5月18日 警備局 刑事局</p>
----------------------------	--	----------------------------------

1 概要

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号。以下「改正法」という。）の施行期日を定めるとともに、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成27年政令第356号）等の下位法令について所要の改正を行うもの。

2 主な内容

- (1) 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案

改正法の施行期日を令和5年6月1日とするもの。

- (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案

ア 財産凍結等の対象となる大量破壊兵器関連計画等関係者について定める国際連合安全保障理事会決議を規定するもの。

イ 規制対象財産を売却等できる場合として「大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがない」ことが法律に規定されているところ、当該「大量破壊兵器等の開発等」の内容を規定するもの。

ウ 金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務として、暗号資産及び電子決済手段に係る債務を追加するもの。

- (3) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する規則案

大量破壊兵器関連計画等関係者が国際連合安全保障理事会の制裁対象者リストに記載された際の国家公安委員会による公告事項等を規定するもの。

3 意見公募手続の実施結果

2(2)及び(3)について、意見公募手続（3月24日から4月22日まで）を実施したところ、改正の内容に係る意見は寄せられなかった。